

議案第17号

三朝町行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部改正について

次のとおり三朝町行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正することについて、地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項の規定により、本議会の議決を求める。

令和8年3月5日

三朝町長 松浦弘幸

三朝町行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する条例

三朝町行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例（平成27年三朝町条例第22号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に、下線及び太枠で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>(個人番号の利用に係る事務)</p> <p>第4条 略</p> <p>2・3 略</p> <p><u>4 町長は、法別表の各項の下欄に掲げる事務（法第9条第1項に規定する準法定事務を含む。）を処理するために必要な限度で、住登外者宛名番号管理機能（町の事務を処理するために利用する情報システムの機能であって住登外者（町の住民基本台帳に記録されていない者をいう。以下同じ。）を特定する固有の番号を付番し、管理するものをいう。以下同じ。）による住登外者の情報の管理に関する情報であって自らが保有するものを利用することができる。</u></p>	<p>(個人番号の利用に係る事務)</p> <p>第4条 略</p> <p>2・3 略</p>

別表第1（第4条関係）

機関	事務
町長	略
	3 三朝町特別医療費助成条例（昭和48年三朝町条例第34号）の規定による医療費の助成に関する事務であって規則で定めるもの
	4 住登外者宛名番号管理機能による住登外者の情報の管理に関する事務であって規則で定めるもの
教育委員会	5 住登外者宛名番号管理機能による住登外者の情報の管理に関する事務であって規則で定めるもの

別表第1（第4条関係）

機関	事務
町長	略
	3 三朝町特別医療費助成条例（昭和48年三朝町条例第34号）の規定による医療費の助成に関する事務であって規則で定めるもの

附 則

この条例は、公布の日から施行する。